

栃木県地域留学生交流推進協議会規約

平成元年9月27日制定

(趣 旨)

第1条 栃木県における留学生等の円滑な受け入れの促進と交流活動の推進を図り、地域住民の国際理解に寄与するため、栃木県地域留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定 義)

第2条 この規約において「留学生等」とは、栃木県内の高等教育機関又は学術研究機関若しくはこれに準ずる機関において特定の研究を行い、教育を受ける目的で滞在する者をいう。

(任 務)

第3条 協議会は、次の事項を協議する。

- 一 留学生等の受け入れの促進
- 二 留学生等の勉学条件の整備
- 三 留学生等の生活環境の整備
- 四 留学生等と地域社会との交流の促進
- 五 地域社会に対する啓発
- 六 その他必要な事項

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる機関又は団体の代表者をもって構成する。

- 一 栃木県内の高等教育機関、国の機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流団体等のうち別に定める機関の長又は代表者 各1名
- 二 その他協議会が必要と認めた者 若干名

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、協議会構成員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

(協議会)

第6条 協議会は年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(運営委員会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、栃木県地域留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会 計)

第9条 協議会の運営経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、年額10,000円とする。
- 3 会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 協議会に監査員を置き、監査員は会計を監査する。
- 5 監査員は構成員の互選により選出する。
- 6 監査員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営経費に関する事務は、会長が所属する組織において処理する。

(事務)

第10条 協議会の事務は、会長が所属する組織において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年2月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成14年10月29日から施行する。

2 改正後の要項第9の「会計」については、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年6月25日から施行する。